

## 社会福祉法人恵風会役員等

### の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年 5月22日議決

平成5年 3月26日議決

平成9年 3月24日議決

平成21年1月 5日議決

平成29年6月20日議決

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵風会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について定めるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員等については、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

#### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

#### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の指示を受け法人業務を行う場合は、別表2のとおり、費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が、本規定に定める費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人恵風会職員の旅費に関する規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人恵風会職員の旅費に関する規程に基づき、旅費（区分六級以上／交通費、日当、宿泊料）を支給する。

#### (職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規

定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成4年5月22日議決)

(施行期日)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。  
(役員等旅費に関する規程の廃止)
2. 社会福祉法人恵風会役員等の旅費に関する規程(昭和62年2月16日議決)は廃止する。

附 則 (平成5年3月26日議決)

この規程は、平成5年3月26日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日議決)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月5日議決)

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

附 則 (平成29年6月20日議決)

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	9, 3 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9, 3 0 0 円

(2) 理事

	日 額
理事会等への出席	9, 3 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9, 3 0 0 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	9, 3 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9, 3 0 0 円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 理事会及び監事が理事会等へ出席した場合の費用弁償

富山市内	1, 5 0 0 円
------	------------

(2) 評議員が評議員会等へ出席した場合の費用弁償

富山市内	1, 5 0 0 円
------	------------

(3) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

富山市内	1, 5 0 0 円
------	------------